InterRisk Report No.09-036

2009.6.22

PL Report ＜2009 No.3＞

国内の PL 関連情報

愛媛県で食品の自主回収報告義務

（2009 年 5 月 14 日　愛媛新聞）

愛媛県は「食の安全安心推進条例」（2009 年 4 月より施行）に盛り込まれた自主回収報告制度を、2009 年 10 月から運用すると公表した。

厚生労働省のガイドラインでは健康被害の防止のために回収する場合は保健所への報告を求めているが、愛媛県の条例では健康被害の有無にかかわらず自主回収に着手した際には知事へ報告することを義務づけている。

愛媛県は報告された内容を速やかにホームページに掲載するとしている。

ここがポイント

中国製餃子事件や、事故米流通の問題などで食への不信・不安感が高まったことにより、食の安全確保のために独自の施策を打ち出す自治体が多くなりました。食の安全に関する条例施行は 23 都道府県にのぼり、回収情報をホームページ上で公開している自治体は 22 都府県と 2 市であり、愛媛県のように自主回収の報告を義務化している自治体は 14 都府県となっています。（2009 年 5 月末現在　「全国食品安全自治ネットワーク」より）

今後、食の安全条例が未施行の自治体では、新たな条例を施行したり、既に施行している自治体は条例の改正などを実施することが予想されます。しかし、各自治体における異なる基準は、製造業者には業務の煩雑化、消費者には新たな不安要素となります。食品は複数の自治体で販売されるケースが多く、全国的な規制統一を図る法制度として食品衛生法の改正が望まれます。

食品事業者としては、自社製品を回収する事態に至った場合を想定し、関係自治体への報告が遅滞なく行えるよう、関係自治体の条例を把握しておく必要があります。

国民生活センターがＡＤＲ活動

（2009 年 5 月 25 日　産経新聞）

消費者が事業者とのトラブルを解決する方法として、裁判外紛争解決手続き（ADR）が注目を集めている。裁判になれば、解決までに時間がかかるうえ、専門知識のない消費者は情報量や資金面で不利となる場合があった。国民生活センター法が改正され、4 月 1 日より国民生活センターに設けられた紛争解決委員会が活動を始めた。紛争解決委員会は、被害が相当多数のもの、生命・身体・財産に重大な危害が及ぶもの、争点が多数で複雑なものなどの重要消費者紛争について、消費者と事業者間の和解仲介や仲裁を図る。

消費者の事業者とのトラブルを裁判外で解決する組織は、業界が設立した団体以外に、NPO、弁護士会などが存在していたが、多くの消費者問題を長期間扱ってきた国民生活センターが ADR 活動を開始したことで更に ADR 利用が推進されることになる。

ここがポイント

ADRの取扱団体は徐々に多くなってきていますが、利用・知名度はまだ十分とは言えない状態です。独立行政法人である「国民生活センター」には、各地の消費生活センターから消費者情報を入手することで、全国の情報集積が可能であり、圧倒的に多くの情報量があります。国民生活センターの紛争解決委員会は取り扱い件数の目標を年間100件としており、ADRの普及に大きな役割を担うことが予想されます。

事業者にとっては、ADRが仲介することで複雑な案件がより早期の解決が図れるなどのメリットもありますが、国民生活センターのADR活動により同種案件の集積による団体訴訟への転換も予想されます。

事業者の担当部門ではADR制度を理解し社内で適切に利用できる体制を構築し、事故報告を受けた際の社内対応ルートを整備しておくことが重要となります。社内対応ルート整備においては、ISO 10003 組織外紛争解決がJIS規格化の作業中であることを踏まえ、自社のトラブル解決方針やトラブル処理体制のレビューも行っていく必要があります。

オーブン付電子レンジの空焼き対策をメーカーに要望

（2009年5月29日　国民生活センター）

新規購入したオーブン機能付電子レンジで小鳥が死亡した等の苦情が国民生活センターに寄せられた。苦情の状況からカラ焼き時または初回使用時に何らかの有害なガス発生の可能性が考えられる。オーブン機能付電子レンジのカラ焼きについてはメーカー各社に対応のバラツキがあり、国民生活センターは業界として対応を統一することと調査を実施し事故の未然防止・拡大防止を図るよう申し入れを行った。

カラ焼きは、オーブン機能付電子レンジの初回使用時に、庫内に付着している油を焼き切ったり、脱臭するために行うものであり、製品購入後に消費者が行うよう取扱説明書で案内しているメーカーもある。

ここがポイント

オーブン機能付電子レンジの使用説明に統一性が見られない理由は、同様の製品であっても使用プロセスのリスクアセスメントで、製造各社が異なった評価をしているためと考えられます。

同様の製品に付される注意項目は同様の内容でなければなりません。自社製品の操作方法や注意警告事項が他社の同種製品と違いがあれば、相違点を使用者に認識させ、併せて誤使用に関する安全配慮の案内が必要となります。

電子レンジのような製品の場合、複数の使用者が想定され、使用者全員が取扱説明書等を熟読し理解しておくのは困難と考えられます。そのため、各社の製品ごとに基本的な使用方法や注意警告内容が大きく異なることは好ましくありません。

本事案は、業界として予防をどのように考えていたかが問われた案件です。業界として各社で行っているリスクアセスメントをどのように共通化するかを検討し、共通化した規準で市場対応する必要があると考えます。広く専門家の意見を取り入れるなど、開発中の新製品や使用者の観点等を勘案し、業界としての規準や対応を決めることが重要です。

海外の PL 関連情報

欧州委員会が危険製品に関する年次報告書を公表

欧州委員会の健康・消費者保護局は、4 月 20 日、危険製品情報交換制度（RAPEX）の 2008 年度年次報告書を公表した。RAPEX は、消費者用製品（食品・飼料、医薬品・医療機器を除く）を対象とした危険製品情報の通知制度であり、リコール等の措置がとられた場合、加盟国がすみやかに欧州委員会に通知し、各国に情報提供される。欧州 30 ヶ国が参画している。

報告書の主な内容は以下のとおりである。

・リコール等の措置件数（1,866 件）は、前年度より 16％増加
・製品別では玩具がもっとも多く 3 割を占める。次に電気製品、自動車が多い。
・製品の製造国は中国が圧倒的に多く、59％を占める。
　日本の製品は 22 件で全体の 1.4％である。
・通知件数がもっとも多かった国はドイツで、スペイン、スロバキア、ギリシャ、ハンガリーと続く。

報告書の発表に際し、EU 消費者問題担当長官クネバ氏は、EU 域外からの製品安全の強化を図っており、関係諸国の機関との連携を更に進めることを表明した。

リコール等の措置件数の推移

ここがポイント

欧州では 2004 年に危険製品報告制度が開始されており、報告件数は毎年増加しています。EU 市場に危険製品が増加しているわけではないと思われ、加盟各国内での制度整備が進んでいることが要因といえます。今回の報告では、EU 域外、特に中国からのおもちゃを中心とした製品が危険であるとして市場から撤去されたことが特筆されます。

危険とされた製品は EU 域外からの輸入品が多いことから、域外諸国の取締機関と連携して製品の安全性を確保する方策を進めることが強調されています。海外への製品輸出に際しては、現地の法規に適合した製品の販売を行なうだけではなく、品質問題などで市場措置をとる場合のことを含めた事前準備をしておく必要があります。

米国イリノイ州でアスベスト訴訟の証拠認容に新判断

イリノイ州最高裁は、4 月 16 日、アスベスト訴訟において被告側証拠の採用についての新判断を出した。

従来の裁判所基準では、被告でない当事者が製造したアスベスト含有製品に原告が曝露していたという証拠を提出することができなかった。被告でない当事者とは、和解済みの被告企業や訴外の企業が含まれる。このイリノイ州特有の基準により、イリノイ州では、被告でない当事者の製品が主な原因であるという抗弁が事実上制限されていた。今回、イリノイ州最高裁は、この基準を退け、被告でない当事者が製造したアスベスト製品による原告被害の証拠を容認する判断を出した。但し、証拠の提出が認められるのは、被告でない当事者のアスベスト製品が原告被害の唯一の主原因である場合に限定される。

事件は、アスベストを含有したボイラーの設置、修理、撤去を行った作業者が中皮腫（ガンの一種）を患ったとして 12 社を提訴していたもので（その後原告は死亡し遺族が訴訟を継続）、12 社中 11 社は和解等により訴訟を離脱した。被告として 1 社だけ残ったボイラー製造会社は、他社製品のアスベストに被曝した事が疾患の原因であると主張したが、下級審ではその証拠提出が認められず、約 115 万ドルの評決が出されていた。しかし、イリノイ州最高裁は、証拠提出を認めなかった下級裁判所判断は誤りだとして再審理を命じた。

ここがポイント

その時点に被告でない当事者による被害発生の証拠は認容しないという原則は、1987 年にイリノイ州地区の連邦控訴裁により出されており、その原告名から Lipke 原則と呼ばれています。それ以降、イリノイ州では、被告企業は自社製アスベストが原因ではないことや原因の一部にすぎないことの証明のために、和解済の被告や訴外当事者のアスベスト製品が原告の被害の原因であるという証拠を利用できませんでした。イリノイ州は Lipke 原則が採用されている唯一の州でした。

今回事件の原告名が Nolan であることから「Nolan 決定」と呼ばれる新基準では、公判まで残った被告企業は、早期に和解した被告など他社の製品が原因であることを証拠と共に主張することが可能となります。但し、当該被害の「唯一の主たる原因」が、残った被告以外の当事者の製品であることが条件となります。

イリノイ州では訴外当事者の責任の証拠認容につき標準化の方向へ一歩動いたといえます。しかし、50 の国が集まった合衆国であるといわれる米国にはさまざまな州制定法や判例法があり、それぞれの法規が運用されており、統一がないまま新判例などにより変化し続けています。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

株式会社インターリスク総研は、三井住友海上グループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する専門会社です。
PL リスクに関しても勉強会・セミナーへの講師派遣、取扱説明書・警告ラベル診断、個別製品リスク診断、社内体制構築支援コンサルティング、文書管理マニュアル診断等、幅広いメニューをご用意して、企業の皆さまのリスクマネジメントの推進をお手伝いしております。これらの PL 関連コンサルティングに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研　コンサルティング第一部（TEL.03-5296-8913）またはお近くの三井住友海上営業社員までお気軽にお問い合わせ下さい。